

地方消費者行政の拡充及び法制度の整備を求める意見書

近年、一連の食品偽装表示事件やガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、また、事故米転売事件など多くの分野で消費者被害が次々と発生、顕在化している。またこれまでも問題となっている多重債務、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費者センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段となっている。しかし、地方自治体の厳しい財政事情などにより消費生活相談に十分に対応しきれない実情にある。

政府は消費者行政の一元化及び強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などを検討するなど消費者行政の充実・強化の必要性を訴えているが、一方で地方自治体の消費者行政予算は年々、削減されており、地方の相談窓口は、十分な相談体制がとれない、消費者啓発も十分に行えないなどの問題を抱えている。

よって、国会及び政府においては、消費者基本法の理念に即した消費者行政を実現するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 消費者の苦情相談が地方自治体の消費相談窓口で適切に助言及びあっせんなどにより解決されるよう、消費者センターの設置、業務及び機能等を法的に位置付けるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築することなど、必要な法制度の整備をすること。
- 2 消費者庁（仮称）は内閣府から独立させて設置するとともに、地方消費者行政の体制、人員及び予算を拡充・強化するための財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年（2008 年）11 月 7 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）全議員